

障害者サービス用資料の収集と作成

枚方市立中央図書館 服部敦司

1. 「障害者用資料」の範囲

- ・点字図書
- ・録音図書
- ・大活字図書
- ・マルチメディアDAISY図書
- ・触る絵本
- ・点訳絵本
- ・布の絵本
- ・電子書籍・テキストデータ
- ・LLブック（優しく読める本）
- ・手話・日本語字幕付き映像資料

2. 資料提供の基本的な方法

利用者の希望した資料（点字・録音資料）が自館で所蔵していない場合

- ①他館から借り受けて提供する、
 - ②該当する資料が出版されていれば、購入して提供する、
 - ③他館にもない、出版もされていない時は製作して提供する、
 - ④対面朗読サービスで提供する、
- などの方法でその要求に応える。

3. 資料検索性ツール

- ①「ないーぶネット」（全国視覚障害者情報提供施設協会）

<https://www.naiiv.gr.jp/>

- ②「点字図書・録音図書全国総合目録」（国立国会図書館）

<http://opac.ndl.go.jp/index.html>

↓

「点字・録音図書全国総合目録の検索／申し込み」

4. 資料（点字図書・録音図書）の提供

- ①相互貸借
- ②購入
- ③製作
- ④「ないーぶネット」からの点訳データのダウンロード

5. 資料（点字図書・録音図書）製作の種類

- ①プライベート製作
- ②蔵書製作

6. 著作権処理

- ①著作権法第37条
- ②著作権者の住所確認の方法
- ③「一括許諾システム」

7. 資料製作についての基本的な考え方

障害者用資料提供において、「資料製作」を業務として位置づけ、図書館の責任において実施すること。特に以下のことは留意したいことである。

- ①点訳者・音訳者を「協力者」とし、「ボランティア」と位置づけないこと
- ②点訳・音訳の作業に対して謝金を予算化すること
- ③協力者を個人登録すること
- ④製作の進捗状況と資料の品質を図書館が管理すること
- ⑤点訳や音訳の技術について協力者からの質問や相談に応じられるよう、職員もできるだけ知識を身に付けること
- ⑥協力者ではなく、利用者の意見や希望を尊重すること
- ⑦製作の作業にできるだけ関わること
- ⑧著作権処理は図書館が行うこと
- ⑨いく通りもの読みや処理の可能性のある語句の最終的な扱いについては図書館が決めること

8. 点字図書館等関係機関との連携

◆参考文献

- ①『視覚障害者サービスマニュアル 2007』（近畿視覚障害者情報サービス研究協議会 編、読書工房発行）

◆資料製作に役立つ参考資料

<点訳>

- ①『点訳のてびき 第3版』（全国視覚障害者情報提供施設協会、大活字発行、1,050円）
- ②『初めての点訳 第2版』（全国視覚障害者情報提供施設協会、大活字発行、630円）
- ③『日本点字表記法 2001年版』（日本点字委員会、大活字発行、1,260円）

④『点字表記辞典（改訂新版）』（視覚障害者支援総合センター、大活字発行、3,150円）

<音訳>

⑤『音訳マニュアル【音訳・調査編】改訂版』（全国視覚障害者情報提供施設協会、大活字発行、800円）

⑥『音訳マニュアル【デジタル録音編】視覚障害者用録音図書製作のために』（全国視覚障害者情報提供施設協会、大活字発行、600円）

⑦『音訳マニュアル【デイジー編集事例集】視覚障害者用録音図書製作のために』（全国視覚障害者情報提供施設協会、大活字発行、600円）

⑧『初めての音訳』（全国視覚障害者情報提供施設協会、大活字発行、500円）

<拡大図書>

⑨『「拡大教科書」作成マニュアルー拡大教科書作成へのアプローチ』（独立行政法人 国立特殊教育総合研究所／著ジアース教育新社、大活字、1,900円）

⑩『拡大教科書がわかる本～すべての見えにくい子どもたちのために』（宇野和博・著、読書工房、1,680円）

■主な資料購入先

<録音図書>

①音訳サービス・J <http://digitownj.com/>

「障害者などの使用に供する」という条件で著作権者の許諾を得て、カセットテープとデイジー仕様のCD、一般用CDブック版を製作・販売。各賞受賞作品をできるだけ早く、また、巻数などが多く音訳に時間のかかるものを手がけるという2つの考えを柱に製作。

文芸作品が主だが、話題になっている政治、経済、社会関係などのジャンルの図書もある。なお、音訳雑誌として本の情報誌「新刊展望」（日本出版販売株式会社）も製作

②オフィス・コア <http://www2.odn.ne.jp/.aac32320/>

活字での読書が困難な人、視覚に障害がある人等の利用に供するために、著作権者の許諾を得て、録音図書（カセットテープ版、DAISY仕様のCD版）を製作・販売。ベストセラーや小説のように、情報が流れやすく、またテープ化されやすい資料以外のものを書評などから選んでいる。

③横浜録音図書 <http://www5a.biglobe.ne.jp/~yrt/>

視覚障害者はもとより健常者・高齢者まで広い読者層に、時代小説、現代小説、エッセイ、詩、昔話などを製作・販売。カセットテープと一般用CDブックで提供。

④アメディア <http://www.amedia.co.jp/>

視覚障害者向けコンピュータの操作方法を、録音実演入りで紹介したカセットテープやCDを製作・販売。

⑤ラビット <http://www.rabbit-tokyo.co.jp/>

視覚障害者向けのパソコンやソフトウェアの操作方法を、わかりやすく対話式で録音した教材などを製作販売。カセットテープとデイジー仕様のCD版で提供。

⑥リブート <http://reboot.jp/>

視覚障害者向けにパソコンのキーボードや Windows のしくみをわかりやすく解説した CD (一般用 CD ブック) を製作・販売。

⑦名古屋ライトハウス盲人情報文化センター

<http://www.e-nakama.jp/niccb/default.aspx?pageid=page000069>

「ビジネス書シリーズ」や「井出孫六が選んだ 15 歳までに読んでおきたい少年少女文学 100 選」といったシリーズ物の録音版を製作・販売。特に「少年少女文学 100 選」はマルチメディア DAISY で提供されている。

⑧桜雲会 <http://homepage2.nifty.com/ounkai/>

盲学校理療科教科書デジ版のほか、視覚障害者の著作や視覚障害者向けの書き下ろし作品をカセットテープやデジ仕様の CD で製作・販売。

⑨テープ版読者会 https://sugi-ck.net/sugi/pages/gp/tape_d/

『週刊金曜日』などの雑誌を中心にした録音図書を製作。図書館にも販売。

<大活字本>

⑩大活字 <http://www.daikatsuji.co.jp/>

「大活字文庫」を中心に、22 ポイントゴシック体 (または太教科書体) の大活字本を発行。書店を通しての購入も可能。

⑪埼玉福祉会 <http://www.saifuku.com/annai/>

小説・エッセイを中心に、年間 60 冊くらい出版している。14 ポイント明朝体 (児童書は 16 ポイント明朝体) で編集。セット販売のみ。

⑫視覚障害者支援サークル 点友会 <http://tenyu.org/>

『日本地図』『世界地図』『常用漢字』『こどもにほんごじてん』など子ども向け大活字本を中心に発行。

⑬リブリオ出版 <http://www.liblio.com/>

大活字版「げんだいミステリーワールド」「ポピュラー時代小説」などを発行。セット販売のみ。

⑭三省堂 <http://www.sanseido-publ.co.jp/>

「大きな活字の辞典シリーズ」を発行。

⑮講談社 <http://www.bookpark.ne.jp/kodb/>

上記「ブックパーク」というサイトで、講談社発行の小説やエッセイが、通常版 (9 ポイント)、ワイド大活字版 (12 ポイント) のいずれかで 1 冊からオンデマンド購入できる。

<その他>

⑯『LLブック・マルチメディア DAISY (デジ) 資料リスト』(近畿視覚障害者情報サービス研究協議会・LLブック特別研究グループ 編、以下のサイトより入手可能：
<http://homepage2.nifty.com/at-htri/ll-book.htm>)

⑰読書工房 <http://www.d-kobo.jp/>

出版図書のテキストデータも提供。図書館での貸出も可能。

⑱ことのは出版 <http://www.kotonoha.co.jp/>

オーディオブック専門の出版社。時代小説、文芸作品、SF、ライトノベル、実用書、ビジネス書、教科書、童話、 세미나・講演会などのオーディオブックをネットで販売。(原則として個人販売のみ)

⑲バリアフリー資料リソースセンター (BRC) <http://www.best-npo.com/brc/data/>

数社の出版社からテキストデータとPDFデータの委託販売を行っている。(原則として個人販売のみ)

⑳理想書店 <http://www.dotbook.jp/dotbook/index.php>

読み上げ可能な電子書籍の販売サイト。(個人販売のみ)

■著作権法第37条

(点字による複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことができる。

3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この項において同じ。)の用に供するために録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。

(聴覚障害者のための自動公衆送信)

第三十七条の二 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。以下この条において同じ。)について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該放送され、又は有線放送される著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行うことができる。

■ 許諾申請

< 著作権許諾申請用紙の例（著者用） >

平成〇年 4 月 1 日

〇〇〇〇殿

近畿市立近畿図書館 館長 関西 花子

著作物録音に伴う著作権者の承諾について（お願い）

謹啓 〇〇〇〇先生におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当近畿市立近畿図書館では昭和〇〇年の開館以来、普通の出版物のままでは利用できない人々（目の不自由な人、寝たきりの人、重度の肢体不自由者等）に対するサービスを奉仕活動のひとつとして取り組んでまいりました。しかし、こうした利用者の読書要求が年々増加しているにもかかわらず提供するための資料が極めて乏しい状況にあります。そのような中で当館では特に要望の多い作品を録音資料として製作し、無料で貸し出しております。

つきましては、誠に勝手なお願いではありますが、先生の下記の御著作を録音いたしたく、御承諾をお願い申し上げます。なお、利用にあたりましては下記のことを厳守いたします。またお手数ですが同封のはがきにて諾否を御一報いただければ幸いに存じます。

敬具

記

1. 御著作『〇〇〇〇』 〇〇〇刊
2. 利用に関する料金は一切徴収いたしません。
3. 通常の活字による読書が困難な人以外には貸し出ししません。

例：目の不自由な人、寝たきりの人、重度の肢体不自由者、加齢による視力の低下に伴い活字資料による読書が困難な人、学習障害により文字による情報入手が困難な人等。

4. 録音資料は当館で責任をもって管理いたします。

以上

<返信用はがきの例>

先般申し出の著作『〇〇〇〇』を録音することについて、次のとおり回答します。

承諾します。

承諾しません。

※どちらかに○をつけてください。

平成〇年〇月〇日

住 所

氏 名

<礼状の例>

拝啓 先日は、当館障害者サービスのために下記御著書の録音化の承諾をお願いしましたところ、早速御承諾いただきありがとうございました。書面で失礼ながら厚く御礼を申し上げます。

つきましては、貴重な御厚意をいかし、早速録音させていただき、障害のある利用者の期待に応えるべく努力いたします。末筆になりましたが、先生の御健康と御活躍を心からお祈り申し上げます。

敬具

御著作『〇〇〇〇』 〇〇〇刊

平成〇年〇月〇日

近畿市立近畿図書館

館長 関西 花子